

## 鳥取県急傾斜地崩壊対策資金利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県急傾斜地崩壊対策資金利子補給金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、国庫補助・交付金急傾斜地崩壊対策事業、単県急傾斜地崩壊対策事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業(以下「急傾斜事業」という。)における受益者負担金にかかる個人負担額の支払いに際し、金融機関等から資金を借り入れた場合、当該個人の利子負担を軽減し、急傾斜事業を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、間接補助金を交付する同表の第4欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとし、1,000千円を限度とする。)以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、第6条に規定する間接補助事業者が金融機関等と間接補助事業に係る融資契約を締結した日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号に定める	補助事業者が定める
	様式第5号に定める	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長に提出するものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

別表(第3条、第9条関係)

1 間 接 補助事業	2 間 接 補助事業者	3 間接補助 対象経費	4 補助事業者	5 間接補助事業 の重要な変更
急傾斜事業における受益者負担金にかかる個人負担額軽減利子補給(平成25年度以降の予算で実施される急傾斜事業における受益者負担金にかかる個人負担額に限る。)	受益者負担金にかかる個人負担額の支払いを行う者	受益者負担金にかかる個人負担額の支払いに必要な資金を金融機関等から借り入れた場合における、当該借入金利子(年利率15.0%を限度とする。)	当該急傾斜事業実施地区の所在する市町村	(1)間接補助金の増を伴う変更  (2)事業の実施場所の変更  (3)その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更